

報第 2 号

岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について

標記の規則の制定について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり専決したので報告し、その承認を求める。

令和 5 年 4 月 2 1 日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

記

岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を次のように制定する。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

第二条及び第三条 略

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 略

岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則 制定概要

1 制定の概要

個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令の改正により、個人情報の開示請求等の手続が同法に基づく手続とされた。

これに伴い、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例及び知事が保有する個人情報の保護に関する規則が新たに制定されたため、教育委員会においても保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるもの。

2 制定の内容

- (1) 教育委員会が保有する個人情報の保護については、知事が定める規則の例によるものとする。
- (2) 岐阜県教育委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則は、廃止する。

3 施行日

令和5年4月1日

岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号）の規定に基づく岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護については、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和五年岐阜県規則第二十一号）の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県教育委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成十一年岐阜県教育委員会規則第一号）は、廃止する。